

学校における医療的ケア

目的

医療的ケアを実施することにより、安全で安心な学校生活を保障します。

対象となる児童生徒

医師がいない状況でも、医師の指示に基づき医療的ケアが実施でき、学習活動に参加できる児童生徒。

実施することによる効果

- 授業の継続性の確保
- 訪問教育から通学への移行
- 登校日数の増加

看護師が行う医療的ケアの種類

医療的ケアの内容

- ・学校生活を送る上で必要不可欠なものに限ります。
 - ・在宅医療で認められている範囲内で、十分に安全を確保した上で医師の指示があった内容を実施します。
 - ・学校に勤務する看護師が実施できる医療的ケアに限ります。
- 痰等の吸引
 - 経管栄養(経鼻胃管・胃ろう・その他)
 - 導尿 ●酸素吸入 ●薬液噴霧吸入
 - 気管切開部の衛生管理
 - 人工呼吸器の作動等の確認と回路の管理
 - てんかん発作時の坐薬の挿入
 - その他(在宅医療で認められている範囲内)

医療的ケアを支える仕組み

医療的ケアにおける指導医

- ・指示書の作成
- ・主治医や学校医と連携
- ・定期的な巡回指導



看護師

- ・日常の医療的ケアの実施
- ・健康状態の引継ぎ



学校医

- ・定期健康診断
- ・保健管理について指導



担当教員・養護教諭

- ・日常の健康の把握
- ・健康状態の引継ぎ



主治医

- ・児童生徒や学校の状況を踏まえ、書面による情報提供(診療情報提供書)
- ・緊急時に係る指導・助言
- ・手技に関する看護師への指導



保護者

- ・医療的ケアに必要な物品等の準備

医療的ケア検討委員会

- ・主治医の診療情報提供書・指導医の指示書をもとに、医療的ケアが安全に実施できるかどうかを校内で検討し、決定します。

医療的ケアの実施に向けて(新入生編)

入学前

保護者

- 市町村教育委員会の就学相談
- 特別支援学校の教育相談
- 学校見学や一日入学等



- 「医療的ケア実施依頼書」を校長へ提出
- 「医療的ケアを必要とする児童生徒についての診療情報提供書」を主治医より学校指導医へ提出

学校

- 学校で必要な医療的ケアの概要を伺います。



入学

医療的ケアの実施

- 日常の健康状態の把握
- 必要な医療機器等の準備・管理
- 緊急時の連携
- 登下校の送迎(常時医療的ケアが必要な場合)
- 「健康カード」の提出
- 看護師への健康状態の引継ぎ



準備期間(2週間~1ヶ月)

- 看護師、養護教諭、担当教員への健康状態の引継ぎ
- 看護師との手技の確認
一定期間付き添いをお願いするケースがあります。



- 医療的ケア検討委員会
- 「医療的ケア実施通知書」の通知
- 医療的ケア実施の報告

- 指示書の作成
- 各種マニュアルの作成
- 主治医訪問(必要に応じて)